

住民異動の届出はお早めに！



町民プール「すいすい」からのお知らせ

●問い合わせ先 町民プール ☎62-1045

①春の短期水泳教室 (対象：令和4年度小学生)

内容と募集定員	日時
①グライドキック (バタ足) コース …10名 潜りや水慣れ・バタ足の練習を行い、何も使わず5m泳ぐことを目標に行う。	3月28日(月)・29日(火) 15時～16時
②クロール (呼吸なし) コース …10名 バタ足を使って5m以上泳ぎ、手を使ってクロールを行うクラス。	
クロール (呼吸あり) コース* …20名 ※クロール (呼吸なし) が7m以上泳げる方のみ クロールの呼吸の練習を行い、12.5m～25m完泳を目指すクラス。	4月4日(月)・5日(火) 15時～16時

※各回申し込み人数が6名以下の場合には開催しません。

- 申込日時 3月12日(出)から受付開始 (平日：13時～21時 土日祝日：10時～21時)
- 申込方法 プール受付にて申込書に記入。印鑑をお持ちください。
※申し込みは先着順とさせていただきます。電話での受付はできません。
- 受講料 各クラス2000円 (保険料込)。初回教室時にお持ちください。



②令和4年度水泳教室 (対象：令和4年度年少～年長児)

開催期間	開催時間と募集定員
4月1日(金)～各クラス毎週1回開催 ※次月分継続更新あり	水曜日 15時20分～16時20分 …12名 木曜日 15時20分～16時20分 …10名 金曜日 15時20分～16時20分 …10名 土曜日 10時00分～11時00分 …10名

- 申込日時 3月21日(月)～随時募集 (平日：13時～21時 土日祝日：10時～21時)
- 申込方法 プール受付にて申込書に記入。印鑑をお持ちください。
※申し込みは先着順とさせていただきます。電話での受付はできません。
※定員となった場合、キャンセル待ちとなります。
- 受講料 月3400円 (保険料込)。初回教室時にお持ちください。
※料金は受講回数によって変動します (例：受講日が月5回ある場合は4250円になります)。

※小学生対象クラスについては今後、広報やホームページで募集する予定です。

「贈らない」「求めない」「受け取らない」～政治家の寄附禁止～

政治家 (候補者、候補者になろうとする人、現在公職にある人) が選挙区内の人に対して寄附をすることは、その時期や名義を問わず禁止されており、次のものを除いて全て罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

また、政治家に対し寄附をするように勧誘、要求することも禁止されています。

- 問い合わせ先 福島県選挙管理委員会 ☎024-521-7062
町選挙管理委員会 (総務課) ☎62-2111



春は入学・就職や転勤などによる引越しが多くなる季節です。ここでは、住所を変更したときの手続きについてご案内します。

住所が変わったら届出を

住所を変更したときは、税務町民課で「正確な住所の届出」が必要です (表1)。

届出できる人は？

届出できる人は、本人または同じ世帯の人です。印鑑、本人確認書類等をご持参ください (表1)。その他の方が代理人として届ける場合、併せて委任状も必要です。

届出できる日時について

届出できるのは、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。例年3月下旬から5月上旬までは窓口が混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎62-2112

届出事項	どんなときに (届出事由)	いつ (提出期間)	届出に共通して必要なもの	届出に必要なもの (添付書類など)
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住みはじめてから14日以内	届出する人の (1) 印鑑 (2) 本人確認書類	・転出証明書 (前に住んでいた市区町村で発行したもの) ・マイナンバーカード (住所の更新を行います)
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る予定日の14日前～移った日から14日以内	1点で確認できるもの 顔写真付きの公的機関発行の身分証明書 ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード など	・国民健康保険証 (加入者のみ) ・後期高齢者医療保険者証 (加入者のみ) ・子ども医療受給者証 (加入者のみ)
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内	2点で確認できるもの ・健康保険証 ・年金手帳 ・学生証 ・預金通帳 など	・介護保険証 (加入者のみ) ・印鑑登録証 (登録者のみ) ・マイナンバーカード (住所の更新を行います)

こちらの手続きもお忘れなく！

上下水道

【水道の開始・停止・名義変更】

異動の多いこの時期は混雑しますので、引越しの1週間前 (土日祝日を除く) までに上下水道課へお越しいただくか、電話またはFAXでお申し込みください。

【井戸水使用世帯の人数変更】

井戸水を使い、下水道に接続している世帯で、人数に変更があった場合は、上下水道課へお越しいただくか、電話で手続きしてください。

- 問い合わせ先 上下水道課 ☎62-2348
FAX 62-7157

国民年金

【会社を退職した人は国民年金加入の手続きを】

20歳以上60歳未満の方で自営業、学生及び厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。会社を退職した方や扶養から抜けた方は、必ず加入の手続きをしてください。

【年金生活者支援給付金制度について】

令和元年10月より消費税率引き上げ分を活用した給付金制度が始まりました。対象は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、所得や世帯状況等の要件を満たしている方です。原則、手続きの翌月からの支給になるため、速やかな請求手続きをお願いします。

- 問い合わせ先 郡山年金事務所 ☎024-932-3434
税務町民課 ☎62-2112

